

## 報 道 発 表

～平成 27 年度国有財産監査の結果について～

東海財務局では、国有財産の売却等を通じて財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的に、国有財産監査を実施しています。

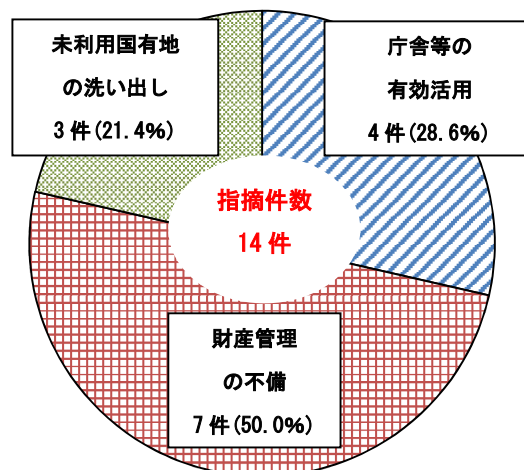
### 1. 平成 27 年度監査結果

平成 27 年度においては、管内に所在する国の庁舎等 50 件について、実地監査を実施し、うち 14 件 (28.0%) について問題点を指摘しました。

指摘事案は、各省各庁による組織の統廃合等によって余剰スペースが生じた庁舎への移転を求め借受解消を図るもの、不要となる庁舎敷地について売却するよう求めたものなど、国の財政への貢献が見込めるものとなりました。

なお、指摘事案の概要については、別添資料のとおりとなっています。

＜平成 27 年度監査結果（指摘類型別の内訳）＞



### 2. 平成 23、24、25、26 年度の指摘事案のフォローアップ結果

実地監査で指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握するとともに、処理の促進を図るため、財産を管理する各省各庁に対するフォローアップを行っています。

平成 23 年度から 26 年度までの間に指摘した事案 68 件のうち、28 年 3 月末時点で是正・改善が済んだ事案は 38 件 (55.9%) です。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

＜監査指摘事案のフォローアップ進捗状況（平成 23 年度～26 年度）＞

(平成 28 年 3 月末時点)

平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			合計(累計)		
件数	処理済	進捗率	件数	処理済	進捗率	件数	処理済	進捗率	件数	処理済	進捗率	件数	処理済	進捗率
16件	14件	87.5%	14件	10件	71.4%	16件	10件	62.5%	22件	4件	18.2%	68件	38件	55.9%

(参考) 全国の平成 27 年度国有財産の監査結果について、財務省HPにて公表しています。

[https://www.mof.go.jp/national\\_property/summary/result/fy2015/index.html](https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2015/index.html)

【問い合わせ先】

東海財務局 管財部 統括国有財産監査官  
電話：052-951-2862 (担当：神戸、坪井)

## 平成27年度 庁舎等の公用財産に対する監査結果一覧表

※ 一覧表「記号」欄の凡例

指摘類型		記号
庁舎等の有効活用		
	余剰面積等の有効活用	a1
財産管理の不備		
	国有財産台帳の記載不備	b1
	借受解消	b2
未利用国有地の洗い出し		
	機能移転の検討が必要	c1
	低利用	c2
	未利用	c3

### 【指摘区分の説明】

- 是正: その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの  
 国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理
- 検討: 事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の間で最適な方策について慎重な検討を要するもの
- 留意: 是正を要すると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり、是正されることが確実なもの
- 簡易: 上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基き、管理責任者による通知事項(簡易指摘)として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの

監査結果一覧表（公用財産）

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名	建物延床面積 (㎡)	所在地	指摘区分	指摘の概要
1	a1	法務省	静岡地方法務局	一般	-	熱海出張所	1,441.20	静岡県熱海市福道町697-7	検討	静岡地方法務局熱海出張所は、余剰（約330㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、非常駐庁舎である静岡地方検察庁熱海区検察庁を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a1	法務省	静岡地方法務局	一般	-	沼津支局	4,656.92	静岡県沼津市杉崎町6-6	検討	静岡地方法務局沼津支局は、余剰（約550㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である自衛隊静岡地方協力本部沼津地域事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	a1	法務省	静岡地方法務局	一般	-	清水合同庁舎	5,653.51	静岡県静岡市清水区松原町312	検討	清水合同庁舎は、入居官署の退去等による余剰（約1,440㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、老朽化が進んでいる名古屋国税局清水税務署及び借受庁舎である自衛隊静岡地方協力本部清水募集案内所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a1	財務省	名古屋税関	一般	-	清水港湾合同庁舎	6,277.17	静岡県静岡市清水区日の出町35-3	検討	清水港湾合同庁舎は、入居官署の退去等による余剰（約680㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である水産庁清水漁港駐在官事務所の移転入居及び静岡労働局が外部に借り受けている書庫の書類を受け入れ、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	b2	財務省	東海財務局	一般	-	静岡地方合同庁舎	8,355.31	静岡県静岡市葵区追手町251-6	検討	静岡地方合同庁舎の共用部に余剰（約190㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、共用部の一部を静岡労働局の専用部としたうえで、同労働局が借り受けている外部会議室を受け入れ、非効率使用の解消を図る必要がある。 また、東海財務局静岡財務事務所の専用部に余剰（約120㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、同事務所が外部書庫に保管している書類を移し、非効率使用の解消を図る必要がある。
6	b2	厚生労働省	静岡労働局	一般 労働保険	- 雇用	浜松新卒応援ハローワーク	80.15	静岡県浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー7階	是正	静岡労働局浜松新卒応援ハローワークは、借受面積が過大となっていることから、借受建物の一部返還等を行い、借受面積の適正化を図る必要がある。
7	b2	厚生労働省	静岡労働局	労働保険	雇用	ハローワーク浜松外国人職業相談窓口	148.99	静岡県浜松市中区浅田町81-6	是正	静岡労働局ハローワーク浜松外国人職業相談窓口は、庁舎に隣接する駐車場を借り受けているが、庁舎敷地内の駐車場のみで対応が可能と認められることから、駐車場の借受解消を図る必要がある。
8	b2	厚生労働省	静岡労働局	労働保険	雇用	浜松公共職業安定所 浜松わかものハローワーク	792.93	静岡県浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー7階	是正	浜松公共職業安定所 浜松わかものハローワークは、借受面積が過大となっていることから、借受建物の一部返還等を行い、借受面積の適正化を図る必要がある。 併せて、駐車場（3台分）を借り受けているが、非効率な使用にあることから、駐車場の一部（1台分）の借受解消を図る必要がある。
9	b2	農林水産省	水産庁	一般	-	清水漁港駐在官事務所	65.55	静岡県静岡市清水区入船町4-18	検討	清水港湾合同庁舎に余剰（約680㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である水産庁清水漁港駐在官事務所は同港湾合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。

監査結果一覧表（公用財産）

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名	建物延床面積 (㎡)	所在地	指摘区分	指摘の概要
10	b2	防衛省	南関東防衛局	一般	-	自衛隊静岡地方協 力本部沼津地域事 務所	97.88	静岡県沼津市杉崎町 432-1	検討	静岡地方法務局沼津支局に余剰（約550㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である自衛隊静岡地方協力本部沼津地域事務所は同支局へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
11	b2	防衛省	南関東防衛局	一般	-	自衛隊静岡地方協 力本部清水募集案 内所	61.00	静岡県静岡市清水区旭 町201	検討	清水合同庁舎に余剰（約1,440㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である自衛隊静岡地方協力本部清水募集案内所は同合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
12	c1	法務省	静岡地方検察庁	一般	-	熱海区検察庁	324.10	静岡県熱海市春日町8- 14	検討	静岡地方検察庁熱海区検察庁は、非常駐庁舎のうえ非効率な使用実態となっていることから、余剰（約330㎡）が生じている静岡地方法務局熱海出張所へ移転入居し、本財産は用途廃止する必要がある。
13	c1	財務省	名古屋国税局	一般	-	清水税務署	1,816.97	静岡県静岡市清水区江 尻東1-201	検討	名古屋国税局清水税務署は老朽化が進んでおり、近隣に所在する清水合同庁舎において、余剰（約1,440㎡）が生じていることから、同合同庁舎へ移転入居し、本財産を用途廃止する必要がある。
14	c2	法務省	静岡地方検察庁	一般	-	清水区検察庁	188.08	静岡県静岡市清水区天 神1-6-17	是正	静岡地方検察庁清水区検察庁は、庁舎敷地が非効率な使用となっていることから、余剰部分を用途廃止する必要がある。